

扶養認定にかかる自営業者の取扱いについて

●自営業者（個人事業主）

社会通念上、経済的に自立した存在であり、他の者からの収入ではなく、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので、**基本的にはご自身で国民健康保険に加入してください。**

ただし、実際の事業内容が、稼ぎ儲けるためというよりは家督を相続し細々と営んでいる方や、極めて零細な規模の事業の場合等、被保険者が主たる生計維持者として判断できる実態がある場合には認定要件に基づき、扶養認定の可否を判断します。

●自営業者の収入

確定申告における所得金額ではなく、事業収入（総収入）から「直接的必要経費＝その費用なしには事業が成り立たない経費」を差し引いたもの。

※所得税法上で認められている経費とは異なります。

●当組合が認める直接的必要経費は「売上原価（仕入金額）」、「給与賃金※1」、「地代家賃※2」、「水道光熱費※2」です。

※1・・・従業員に対し、総額の支払いが年間130万円未満の場合のみ

※2・・・事業者の所在地と自宅の住所が異なる場合のみ

ただし、上記以外の経費については、業種および事業の内容や事業形態により、添付書類等にて判断します。

●自営業の収入を確認する書類(必須)

① 確定申告書 第一表・第二表の控え

② 収支内訳書（損益計算書）の控え

※注意 認定基準内の収入であることを示す確定申告書等を提出できない場合は、健康保険組合で判断ができないため、認定不可となります。